別　添

平成１９年（排）第３７号

排　除　命　令　書

東京都千代田区神田司町二丁目１２番地１
アース製薬株式会社
同代表者　代表取締役　大　塚　達　也

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　アース製薬株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「銀イオン＋フッ素コート　セボン　容器付」,「銀イオン＋フッ素コート　セボン　つめかえ」,「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　容器付」及び「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤（以下主文において「セボン４商品」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，「銀イオン＋フッ素コート　セボン　容器付」及び「銀イオン＋フッ素コート　セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤にあっては平成１８年９月ころから平成１９年１１月ころまでの間，「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　容器付」及び「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤にあっては平成１９年３月ころから同年１１月ころまでの間，当該商品の包装容器においてそれぞれ行った，あたかも，当該商品に配合された銀イオンによって便器の表面のカビ及び雑菌を除去し増殖を抑制する効果があるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，

あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　アース製薬株式会社は，今後，セボン４商品又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　アース製薬株式会社は，今後，セボン４商品又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　アース製薬株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　アース製薬株式会社（以下「アース製薬」という。）は，肩書地に本店を置き，水洗トイレ用芳香洗浄剤の製造販売業を営む事業者である。

2 (1)　アース製薬は，平成１８年９月ころ以降，「銀イオン＋フッ素コート　セボン　容器付」及び「銀イオン＋フッ素コート　セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤を自ら製造し，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2)　アース製薬は，平成１９年３月ころ以降，「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　容器付」及び「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤をタイ王国に所在する事業者に委託して製造させ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(3)　前記(1)及び(2)記載の水洗トイレ用芳香洗浄剤は，水洗トイレの給水タンクの手洗い部の排水口の上に設置することにより，給水タンクに注水する際に薬剤を溶出又は滴下させ，当該薬剤を含んだ水を便器に流すものである。

3　アース製薬は

(1)　「銀イオン＋フッ素コート　セボン　容器付」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤について，平成１８年９月ころから平成１９年１１月ころまでの間，商品の包装容器の表面に貼付したシールに「新発売　銀イオンで除菌」と，同容

器の台紙の表面に「汚れ・ニオイの元を流すたびに除菌！」と，同裏面に「除菌効果」と記載の上，「新配合銀イオンの力で、汚れ・悪臭の原因となるカビや雑菌を、流すたびに１ヵ月間しっかり除菌コート！」と

(2)　「銀イオン＋フッ素コート　セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤について，平成１８年９月ころから平成１９年１１月ころまでの間，商品の包装容器の表面，裏面及び両側面に「銀イオンで除菌」と，同裏面に「除菌効果」と記載の上，「新配合銀イオンの力で、汚れ・悪臭の原因となるカビや雑菌を、流すたびに１ヵ月間しっかり除菌コート！」と

(3)　「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　容器付」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤について，平成１９年３月ころから同年１１月ころまでの間，商品の包装容器の表面に貼付したシールに「ＮＥＷ　銀イオンで除菌」と，同容器の台紙の表面に「銀イオンで除菌！」と，同裏面に「除菌効果」と記載の上，「新配合銀イオンの力で、汚れ・悪臭の原因となるカビや雑菌を流すたびに１ヵ月間しっかり除菌コート！」と

(4)　「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤について，平成１９年３月ころから同年１１月ころまでの間，商品の包装容器の台紙の表面に「銀イオンで除菌！」と，同裏面に「除菌効果」と記載の上，「新配合銀イオンの力で、汚れ・悪臭の原因となるカビや雑菌を流すたびに１ヵ月間しっかり除菌コート！」と

それぞれ記載することにより，あたかも，当該商品に配合された銀イオンによって便器の表面のカビ及び雑菌を除去し増殖を抑制する効果があるかのように示す表示をしているが，実際には，給水タンクへの注水の際に当該商品から溶出又は滴下する薬剤に含まれる銀イオンの量は極めて少ないことから，当該薬剤を含んだ水が便器に流れることによって，銀イオンによる便器の表面のカビ及び雑菌を除去し増殖を抑制する効果は認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，アース製薬は，「銀イオン＋フッ素コート　セボン　容器付」，「銀イオン＋フッ素コート　セボン　つめかえ」，「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　容器付」及び「銀イオン＋フッ素コート　液体セボン　つめかえ」と称する水洗トイレ用芳香洗浄剤の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害す

るおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１１月２７日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水